

鳥取県告示第 475 号

平成 14 年鳥取県告示第 206 号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）		4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）	
名 称	取 扱 事 務	名 称	取 扱 事 務
株式会社ゆうちょ銀行	<p>1 県税以外の歳入金（中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務</p> <p>2 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。）</p> <p>3 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務</p>	株式会社ゆうちょ銀行	<p>1 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。）</p> <p>2 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務</p>